

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書

2012年4月26日

警視総監 樋口建史 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク
理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号
東西館ビル本館21号室
電話&FAX 03-5212-4611

要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、2008年5月13日、矢代隆義元警視総監に宛て「電磁波・超音波等見えない媒体を使ったテクノロジー犯罪と組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」を提出して、テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を解決するための要望をしてまいりました。当NPOが主張する「テクノロジー犯罪」とは、電磁波や超音波など見えない媒体を用いたテクノロジーを悪用して、特定個人の精神・身体を遠隔から攻撃・コントロールする犯罪であります。また「嫌がらせ犯罪」とは、不特定多数あるいは特定少数によるつきまといをはじめとする様々な嫌がらせを継続して仕掛ける犯罪であります。

上記要望書提出から4年が経過して、確認被害者は1000名を超え、内都内在住被害者は247名で、どちらも倍増しております。その中で14名が既にお亡くなりになり、半数以上が自殺であります。自殺については警察庁発表「自殺の概要資料」によりますと、精神疾患要因で毎年8000名を超える方が自殺されており、そのなかにはテクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者がかなりの数含まれていることが考えられます。このことから当NPOが確認している被害者は氷山の一角にも満たないこと確信致します。今現在も相当数の被害者が自殺を意識せざるを得ないほどの攻撃を受けながら一般には理解されずにもがき苦しんでいる現実をご理解頂きたく思います。

しかし当NPO14年間の活動で本犯罪の概要を明らかにできたことは大きな前進であります。どのような犯罪もその全体像を看られることは犯罪主体にとって致命傷であります。さらに一般市民が知り、法が整備されることで、その犯罪は終息に向かいます。樋口警視総監にはその歩を確実にするために以下の要望項目を断行して頂きますようお願い申し上げます。

要 望 項 目

要望項目 1. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の実態をご理解頂き、警視庁指揮下の全警察官が認識できるよう教育体制を整えて下さい。(そのために添付しました『被害者400名アンケート集計結果』をご利用下さい。またご要望があれば当方が出向いて説明致します。)

要望項目 2. テクノロジー犯罪被害者、嫌がらせ犯罪被害者が警視庁および都内各警察署窓口にご相談に来た場合の受け入れ体制を確立して下さい。被害者の訴えをよく聞き、都内の被害状況を把握できるよう体制を整えて下さい。

要望項目 3. 犯罪被害者支援法に基づいて構築された警視庁および各警察署内システムの中で、未認定犯罪被害者という枠を設けて、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者にも対応できるよう条例を整備して実施して下さい。あるいはそれに代わる特別な部署を設けて実施して下さい。

要望項目 4. 科学警察研究所において、テクノロジー犯罪に利用される武器、装置、システムの調査研究およびそれらが利用された場合探知できるようにするための調査研究が徹底されるよう促して下さい。

要望項目 5. 管区警察学校において、テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の捜査ができる人材を育成して下さい。

要望項目 6. テクノロジー犯罪を捜査の対象とできるよう条例を整備するとともに国に法整備を促して下さい。

要望項目 7. テクノロジー犯罪を捜査する専門の部署を警視庁内に設けて下さい。

要望項目 8. 人的嫌がらせ犯罪を捜査できるよう条例を整備するとともに国に法整備を促して下さい。

要望項目 9. 人的嫌がらせ犯罪を捜査する部署を各警察署に設けて下さい。

以上

添付書類

- | | |
|--|----|
| 1. 2008年5月13日付、矢代隆義元警視総監に宛て「電磁波・超音波等見えない媒体を使ったテクノロジー犯罪と組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書コピー」 | 1部 |
| 2. 『被害者400名アンケート集計結果』 | 1部 |
| 3. 東京都在住会員名簿 | 1部 |
| 4. 都内在住会員記載「被害概要説明書」 | 1式 |
| 5. パンフレット | 5部 |
| 6. チラシ | 5枚 |
-